

重 要 事 項 説 明 書
(入園のしおり)

横浜市認可保育所
おはよう保育園 花咲町



株式会社 おはようキッズ

1 企業概要

代表者氏名	株式会社おはようキッズ 代表取締役社長 中正 雄一
所在地	東京都千代田区富士見二丁目 14 番 36 号
電話番号	03-6261-9235
定款の目的に定めた主な事業	1. 保育施設の運営 2. 幼児教室、スポーツ教室、音楽教室、学習塾などの経営 3. 公共施設、イベント等における託児サービス 4. 育児、教育に関する企画、支援、コンサルティング 5. ベビー用品、玩具、文具、子供服等の企画、製造、販売、輸出入 6. 前各号に付帯する一切の事業

2 保育所概要

名称	おはよう保育園 花咲町
所在地	神奈川県横浜市西区花咲町六丁目 143 番 横浜 MID ベースアクセス 4 階
電話番号	045-334-7368
施設長名	施設長氏名
入所定員 (年齢別)	58 名 (0 歳 3 名・1 歳 9 名・2 歳 10 名・3 歳 12 名・4 歳 12 名・5 歳 12 名)
職員数	施設長：1 名 正規職員：11 名 (有資格者 11 名) パート職員：若干名 調理担当者：2 名
取扱う保育事業の種類	月極保育、延長保育
自己評価	職員による保育内容等の自己評価を毎年 1 回以上実施し、サービスの内容向上に努めています。
第三者評価の概要	横浜市が認証した評価機関による事業評価を定期的に受審します。 その結果を情報公開します。
職員への研修の実施状況	職場内訓練やグループ園への研修などを積極的に行い、外部研修にも定期的に参加させ、保育の質を向上させるため職員のスキルアップに努めております。
嘱託医及び委託内容	病院名：氏名 住所：住所 電話：電話番号 ※入所時及び、年 2 回の健康診断を実施します。
	病院名：氏名 住所：住所 電話：電話番号 ※年 2 回の歯科健診を実施します。

3 開所日・開所時間および休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7 時 30 分から 19 時 30 分まで
うち延長保育時間	(保育標準時間認定) 18 時 30 分から 19 時 30 分まで (保育短時間認定) 7 時 30 分から 8 時 00 分まで 16 時 00 分から 19 時 30 分まで
休所日	日曜日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日までの年末年始

4 施設の概要

建築物	鉄筋コンクリート造 4階建ての4階部分 保育所使用面積 297.48 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室 面積 39.99 m ² 保育室 面積 96.66 m ² 調理室 面積 17.35 m ² 医務室（事務室兼用）面積 10.31 m ² 幼児トイレ 12個（大7・小5）
設備の種類	オートロック、冷暖房設備
安全保障	・賠償責任保険加入 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制加入
その他	屋外遊戯場 園庭 90.00 m ²

5 運営方針

企業理念	子ども達の未来のために
保育理念	こころ豊かに生きる力を育む
保育方針	<p>① 安心・安全を大切にします 子ども一人ひとりの発達過程に応じた清潔で安全な環境、子どもが安心して過ごせる環境を整えます。</p> <p>② 信頼感、自己肯定感、主体性を大切にします 子どもは安心できる環境の下で、愛情あふれる関わりを通して、自己を十分に発揮します。愛され、受け入れられることを実感し、人に対する信頼感、自己肯定感を育み、自分でやってみようという意欲を強くします。子どもが自分で行うことの充実感・達成感を味わえるように、温かく見守り、適切な援助を行います。</p> <p>③ あいさつ、感謝の気持ちを大切にします 一日のはじまりは「おはよう」からはじまります。「あいさつ」や「ありがとう」の言葉を交わすことにより親しみが増し、生活が心地よいものになります。 気持ちの良いあいさつや感謝の気持ちを大切にします。</p> <p>④ 尊重する心を大切にします 多様性を認め合い、互いを思いやる心を大切にします。</p>
保育目標	<p>自分で考え、自分で行動する子ども</p> <p>思いやりのある子ども</p> <p>自分の思いが伝えられる子ども</p> <p>認め合える子ども</p> <p>たくましい子ども</p>

6 年間行事予定（案）

月	内 容	保護者 参加	月	内 容	保護者 参加
4 月	入園式 懇談会	○	10 月	運動会 秋の遠足（幼児クラス） 秋の健康診断（2回目）	○
5 月	春の健康診断（1回目） クラス懇談会	○	11 月	引き取り訓練 歯科健康診断（2回目）	○
6 月	保育参加 プール開き 歯科健康診断（1回目）	○	12 月	生活発表会 クリスマス会	○
7 月	運営委員会（1回目）*代表者のみ	○	1 月	運営委員会（2回目） *代表者のみ クラス懇談会	○ ○
8 月	夏祭り プール閉め	○	2 月	節分 お店屋さんごっこ	
9 月	プラチナホーム訪問 （敬老の日）		3 月	ひなまつり 卒園遠足 卒園式（卒園児保護者のみ） お別れ会	○

※毎月、身長・体重測定、避難訓練・消火訓練、誕生会を実施します。

※保育参加についてもお気軽にお声掛けください。

※年度初めに年間の行事スケジュールを配布します。

※保護者参加行事につきましては日程が近くなりましたら別途ご案内を配布します。

※社会情勢などの影響により年間行事が変更になる場合がございますので予めご了承ください。

7 毎日の保育の流れ

（1）一日の保育のスケジュール（例）

時間	一 日 の 活 動
7:30	早朝保育
8:00	登園 視診 検温 自由遊び
9:30	片付け 手洗い
9:40	朝の会（歌・挨拶・手遊び） おやつ
10:10	戸外散歩
11:00	手洗い 昼食（歯みがき）
11:50	きがえ
12:20	午睡開始
14:50	目覚め 検温
15:20	手洗い おやつ
15:50	降園開始 自由遊び 散歩
17:00	歌・絵本・リズム体操・手遊び・麦茶
18:00	補食・夕食
19:00	延長保育開始
19:30	最終降園

（2）お散歩コース

保育園近隣にある「掃部山公園」などにお散歩に行きます。

8 昼食・おやつなどについて

昼食・おやつ	保護者様へは、月末ごろに翌月の献立表をお配りします。 献立表は管理栄養士が作成しております。
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどありましたら、 事前にご連絡ください。 ご相談の上、医師の指示の下、除去などの対応をとります。 (例) 卵・牛乳・大豆・そばなど 場合によっては、代替食をお持ち頂く場合がございます。

9 入園手続に必要なもの、書類等

1	印鑑 (認印)
2	重要事項説明書
3	健康診断書 (児童票の用紙)
4	個人情報取扱に関するご案内兼同意書
5	同意書 (送迎の注意事項)
6	児童票
7	母子手帳
8	緊急連絡カード
9	教育・保育給付認定書 (旧支給認定通知書)

1 0 保育園と保護者様の連絡について

- (1) お子様の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡するために、連絡帳を活用します。
体温、食事、排便状況、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したことなど、
保育園側はもちろんですが、保護者様も家庭での様子をできるだけ詳細に記入する
ようお願いいたします。(0～2歳児のみ)
- (2) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

1 1 登園時の持ち物リスト

※詳細は別途「ご利用の案内」にてお知らせします。

- ・通園バッグ …着替えなどを入れられる大きめのもの。
- ・着替え1組 …毎日1回着替えをします。ストック用に3組ご用意ください。
- ・汚れ物を入れるビニール袋
…着替えた服を入れます。毎日3枚お持ちください。
- ・くつ下 …散歩時に使用します。必ず履いてくるか持ってきてください。
- ・連絡帳 …園で用意するものをご利用下さい。
- ・バスタオル2枚 …お昼寝用で使用し、週末にお持ち帰りいただきます。

1 2 クラス懇談会

お子様の成長を共に喜び合い、より良い育ちにつなげるため、年に2回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、運営委員会の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者様の御意見もいただく場としています。

1 3 運営委員会について

年に2回、開催予定です。各クラスの保護者代表者と外部委員及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催いたします。

1 4 健康診断等について

- (1) 嘱託医による健康診断 入所時及び年 2 回健康診断、健診の結果については、児童票に記入し、個別に結果をお知らせします。
- (2) 身体測定 毎月 身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票及び連絡帳に記載します。
- (3) 幼児クラスは尿検査、3 歳児クラスのみ視力検査、耳鼻科検診を実施します。

1 5 別途徴収料金と口座振替について

延長保育 ■保育標準時間（1 1 時間）認定に関する延長保育時間

18:30～19:30

■保育短時間（8 時間）認定に関する延長保育時間

7:30～8:00、16:00～19:30

延長保育料金：30 分当たり 月極 1,700 円（10 日以内：30 分 850 円/月最大）

補食：200 円/日、2,500 円/月（10 日以内 1,250 円）

※申し込みまたはキャンセルは当日 15 時までです。当日 15 時を過ぎた場合は実費分をご請求させていただきます。

夕食：400 円/日、7,500 円/月（10 日以内 3,750 円）

※食材の都合により、申し込みまたはキャンセルは利用日の 1 週間前までです。（給食調理は業務委託のため）

それ以降のキャンセルにつきましては実費分をご請求させていただきます。

食食用エプロン：550 円（0～2 歳児 年 1 回）

おたより帳：440 円（3～5 歳児 年 1 回）、自由画帳：220 円（3～5 歳児 都度）

クレヨン：550 円（3～5 歳児 都度）、粘土：350 円（3～5 歳児 年 1 回）

食材費：6,000 円（主食代 1,500 円＋副食代 4,500 円）（月額・3 歳児以上）

◎スポット延長料金と補食・夕食代（前月分）、雑費（月末締め）、給食費（当月分）は集計して毎月 15 日～20 日ごろに口座振替の請求明細書を配布いたします。

ご指定の口座より毎月 26 日（土日祝日の場合は翌営業日）に引き落としさせていただきます。

1 6 保育園の御利用に際し留意していただきたいこと

毎朝の体温等の確認	登園前には必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。 (37.5℃以上ある場合は原則として、お預かりすることはできません。)
欠席する場合 又は登園の時間 が遅れる場合	欠席や遅刻の連絡は、朝 9 時までに連絡してください。 お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなります。 補食の提供の有無をご連絡ください。 ※日常的に閉園時間を過ぎたお迎えが続いた場合、一時的に延長保育の利用ができなくなることがございますのでご注意ください。 保護者以外の方の送迎は、保護者からの連絡の上、身分証明書（写真貼付）をご持参ください。
園での発熱	保育中に発熱した場合には、園よりご連絡しますので、すみやかにお迎えをお願い致します。
感染症・ 投薬について	感染症にかかった場合は、お休みして頂きます。治癒した時点で登園許可書(園指定)を医師より頂いて登園してください。(登園届で済む感染症もあります。) 園での投薬については、現在はお預かりできません。 ただし、持病の方等、医師の指示の下、どうしても日中の服薬が必要な場合には、園長に個別にご相談ください。
その他	行政監査や第三者評価等、検査員が園内に入ること、また検査委員に個人情報を含む保育書類等を開示することがあります。

1 7 賠償責任保険の加入

1 事故対人	5 億円
1 事故対物	5 億円

弊社の責任に帰すべき事由によりお子様に損害を与えた場合、賠償責任保険から加入限度内で保険金をお支払いいたします。なお、不可抗力による事故の場合、保険金が支払われない場合もございます。また、保育所の管理下における園児の災害（負傷、疾病、障害または死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を受けられる「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度に加入しています。

1 8 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に急激な容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者様が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者様と連絡が取れない場合には、お子様の生命の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	病院名 氏名
	所在地 住所 TEL 電話番号
救急隊	管轄消防署名 西消防署
	所在地 横浜市西区戸部本町 50 番 11 号 TEL 045-313-0119
警察署	管轄警察署名 戸部警察署
	所在地 横浜市西区戸部本町 50 番 6 号 TEL 045-324-0110

1 9 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書	西消防署 令和 4 年 8 月届出 防火管理者 氏名 施設長名
避難訓練	火災及び地震を想定した避難・消火訓練 (月 1 回) 実施します。
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯
避難場所	第 1 避難場所 戸部小学校 第 2 避難場所 掃部山公園

2 0 保育内容に関する相談・苦情窓口

- (1) 相談・苦情担当

相談・苦情 受付担当者 氏名 施設長氏名	TEL 045-334-7368
相談・苦情 解決担当者 保育事業部 本部担当者	TEL 03-3274-0952
第三者委員 氏名	第三者委員氏名 TEL 電話番号
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

- (2) 当保育園以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当部課名 西区子ども家庭支援課	
所在地 横浜市西区中央 1 丁目 5-1 0	TEL 045-320-8469

2 1 保育所の利用の開始及び終了に関する事項

(1) 入所

- ① 施設の入所は児童福祉法第24条及び同法施行規則24条の規定に基づき自治体の長が保育を必要と認めた児童とする。
- ② 選考及び申し込みに関する事柄は各市区町村の保育実施要項又はそれに類する条例・条項に基づき行われることとする。

(2) 退所

次の各号に該当したときは、保育の実施を解除し保護者より退園届を提出させ退園させるものとする。

- ① 児童福祉法第24条及び同法施行規則24条による入所理由を解消したとき。
- ② その他市区町村からの要請があり、協議の上適当と認められた時。
- ③ 園児の保護者より退所の申し出があり、所定の手続きを終了したとき。

2 2 虐待等の禁止

■虐待等の禁止

(1) 施設は入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 人権の擁護、虐待の防止などに関する責任者の選定及び必要な体制の整備。
- ② 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施。
- ③ その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置。

(2) 職員は、入所児に対し児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の2及び同第9条の3の規定により以下のような身体的苦痛を与え人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- ① 殴る、蹴る、体罰等直接入所児の身体に侵害を与える行為。
- ② 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- ③ 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めたりして叱ること。
- ④ 強引に引きずるようにして連れていく行為。
- ⑤ 食事を与えない又は無理に食べさせること。
- ⑥ 入所児の年齢及び健康状態から必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- ⑦ 乱暴な言葉かけ(呼び捨て、怒鳴る等)や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- ⑧ 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- ⑨ 性的な嫌がらせをすること。
- ⑩ 入所児を無視すること。

■児童虐待防止法遵守

- ①職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市区町村に通報するものとする。

■保護者様記入欄

1. 「企業概要」についてご確認いただけましたか？ はい□
2. 「保育所概要」についてご確認いただけましたか？ はい□
3. 「開所日・開所時間および休所日」についてご確認いただけましたか？ はい□
4. 「施設の概要」についてご確認いただけましたか？ はい□
5. 「運営方針」についてご確認いただけましたか？ はい□
6. 「年間行事予定」についてご確認いただけましたか？ はい□
7. 「毎日の保育の流れ」についてご確認いただけましたか？ はい□
8. 「昼食・おやつなど」についてご確認いただけましたか？ はい□
9. 「入園手続きに必要なもの、書類など」についてご確認いただけましたか？ はい□
10. 「保育園と保護者様の連絡」についてご確認いただけましたか？ はい□
11. 「登園時の持ち物リスト」についてご確認いただけましたか？ はい□
12. 「保護者会」についてご確認いただけましたか？ はい□
13. 「運営委員会」についてご確認いただけましたか？ はい□
14. 「健康診断」についてご確認いただけましたか？ はい□
15. 「別途徴収料金」についてご確認いただけましたか？ はい□
16. 「保育園のご利用に際し留意いただきたいこと」について
ご確認いただけましたか？ はい□
17. 「賠償責任保険の加入」についてご確認いただけましたか？ はい□
18. 「緊急時の対応方法」についてご確認いただけましたか？ はい□
19. 「非常災害時の対策」についてご確認いただけましたか？ はい□
20. 「保育内容に関する相談・苦情窓口」についてご確認いただけましたか？ はい□
21. 「保育所の利用の開始及び終了」に関する事項について
ご確認いただけましたか？ はい□
22. 「虐待等の禁止」についてご確認いただけましたか？ はい□

以上、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者氏名 _____ (印)